

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

三十六、明治二〇年代の幼児教育関係法

明治一九年森有礼文部大臣の統轄のもとに帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令が勅令として公布された。それらの教育法を貫く基本的な性格は、森文部大臣が直轄学校長に示した当時の訓辞中の

「抑々政府が文部省ヲ設立シテ学政ノ責ニ任セシメ 加之国庫ノ資力ヲ藉リテ諸学校ヲ維持スルモノ畢竟国家ノ為ナリトセバ 学政ノ目的モ亦専ラ国家ノ為ト云フコトニ帰セザルベカラズ 例セバ帝国大学ニ於テ教務ヲ掌ル學術ノ為ト国家ノ為トニ関スルコトニアラバ 国家ノコトヲ最先ニシ嚴重ニセサルベカラザル如シ夫レ然リ諸学校ヲ通シ学制上ニ於テハ生徒其人ノ為ニスルニ非ズシテ国家ノ為ニスルコトヲ始終記憶セザルベカラズ」

との一節に見出される国家主義と、そのための教育実践では、明治一五年一二月、宮内省から全国地方長官を通じて分けられた幼学

綱要の序文にある。

「今幼稚の児、智慧未だ定まらず、感染猶浅し。この時に於て、まづこれに教ふるに仁義忠孝の道を以てし、浸漬涵蓄して、習性とならば、道徳これに由りて以て淳く、彝倫これに由りて正しく、風俗の美、声教の懿なること、將に上世に度越して、宇内に冠絶するものあらんとす」

の精神に示されているように、忠孝の倫理を涵養することが目途とされていた。

しかし、従来の学校制度の根柢法となっていた明治一八年八月一二日布告の太政官布告第二三号改正教育令では、幼稚園についてもたとえ一ヶ所ではあってもその条文中に規定があつたにもかかわらず、明治一九年公布の一連の諸学校に並んで、幼稚園に関する法令は公布されなかつた。

さきにかかげたような 国家主義・儒教倫理の教育理念を六歳未満の幼児に課すことまで強く望まなかつたため、教育法規の整備を

画かなかつたのであろうか。と同時に、当時義務教育でなかつた幼稚園は未だほとんど一部の地域に普及しているにすぎず、その教育行政上にしめる位置は一顧を要しなかつたとも考えられる。事実、明治一八年における幼稚園、小学校、中学校、専門学校、師範学校の校数、生徒数を一覽にすれば次のとおりである。

区分	学校種別	学校数	生徒数 (人)
幼稚園	三〇	一八九三	
小学校	二八、二八三	三、〇九七、二三五	
中学校	一〇六	一四、〇八四	
専門学校	七五	八、八二〇	
師範学校	五六	七、四七七	
大 学	二	一、七二〇	

その上、明治二〇年代は義務教育としての小学校でさえ児童から授業料を徴収することが原則となつていた。(註一) このため、公立幼稚園に要する費用はほとんどすべてが保育料、寄附金によっており、(註二) これを一層普及させることを前途として教育法規の整備が望まれるものではなかつたように思われる。

明治二三年の小学校令と幼稚園

森有礼が明治二二年二月凶刃にたおれた後も、教育の国家主義体制化は歴代文部大臣によつて一層強くおし進められてきた。明治二

三年一〇月公布の小学校令は、明治二一年に改正された地方行政組織(市制・町村制の施行)に初等教育制度を調整するとともに、これまでの国家主義的・道徳主義的な主張を全面的かつ公然と教育の基本としたものとして注目されている。すなわち同令第一条には、

小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
と、小学校教育の目的が始めて明確に規定された。

明治二三年一〇月三〇日、教育に関する勅語が出てこうした教育観を不技のものとしたことは改めて指摘を要しないであろう。

明治二三年の小学校令は、幼稚園についてまず第一に、市町村が幼稚園を設定することのできることを始めて明記した。すなわち、

「第四〇条 市町村ハ幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ヲ設置スルコトヲ得」
この場合、知事の許可を受けなければならないが、市においては区をして幼稚園を設置させることができることとなつた。

私立幼稚園の設置と廃止は、それぞれ府県知事の許可もしくは知事への届出事項と定められ(同令第四一条) その手続の具体的な内容は、明治二四年一月一七日公布の「幼稚園・図書館・盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ニ関スル規則」(文部省令第一八号)の第一二条にもとづき、府県知事によって定められることになつた。

しかし、府県知事が定めた幼稚園の設置廃止の規則は明治一四年一月三十一日文部省達第四もしくは第五号の規程と大差なきものであつた。すなわち、

町村立幼稚園設置ニ付査理スベキ事項左ノ如シ

- 一、設置ノ目的ノ事
- 一、位置ノ事
- 一、名称ノ事
- 一、保育ノ課程ノ事
- 一、保育用器具等ノ事
- 一、入園・退園ノ規則休日等ノ事
- 一、幼稚員数ノ事
- 一、保姆等職務心得及其人員俸額ノ事
- 一、保姆ノ学力品行等ノ事
- 一、敷地建物ノ事
- 一、経費収入支出ノ事

(明治一四年文部省達第五号第二条)

私立幼稚園の設置も、右の内容に準じて審査を受けていた。しかし、一たび幼稚園の設置が認可された後において、それらの内容に変更を生じた場合改めて許可もしくは届出を要することになつていなかった。(註3)

第二に、小学校令はさきにかかげた幼稚園等に関する規則を公布して、幼稚園の運営に必要な基本的な事項を定めることとした。以下、わが国最初の幼稚園に関する総合的かつ詳細な教育法令としてのその規則の全文を掲げておこう。

幼稚園・図書館・盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ニ関スル規則

第一条 幼稚園保姆ハ女子ニシテ小学校教員タルヘキ資格ヲ有

スル者又ハ其他府県知事ノ免許ヲ得タルモノトス

第二条 盲啞学校及各種学校教員ハ小学校教員タル資格ヲ有スル者又ハ其他府県知事ノ免許ヲ得タルモノトス

第三条 市町村立幼稚園保姆盲啞学校及各種学校長及教員ノ任用解職ハ府県知事之ヲ行フヘシ

第四条 私立幼稚園保姆盲啞学校及各種学校長及教員ノ任用解職ハ其設立者ヨリ府県知事ニ開申スヘシ

第五条 府県知事ニ於テ許可シタル幼稚園ノ保育規程盲啞学校及各種学校ノ教則教科用図書ハ文部大臣ニ開申スヘシ

第六条 私立小学校設立者ノ資格ハ府県知事之ヲ定ムヘシ

第七条 小学校令第六三条乃至第六五条ノ規程(市町村立小学校長及教員の身分に関する事)ハ幼稚園保姆盲啞学校及各種学校長及教員ニ関シ之ヲ適用ス

第八条 小学校令第一四条第三項ノ規程(伝染病の流行その他非常変災の場合の一時閉鎖)ハ幼稚園図書館盲啞学校及各種学校ニ関シ之ヲ適用ス

第九条 小学校令第一五条(毎週授業時数の制限など)中祝日大祭日儀式ノ規程ハ幼稚園盲啞学校及各種学校ニ関シ之ヲ適用ス

第一〇条 小学校令第七〇条ノ規程(市町村長は市町村に属する国の教育事務を管掌し、市町村立小学校を管理す。但し、学校長若くは首席教員の管理に属する事務はこれを監督す)ハ市長村

立幼稚園図書館盲啞学校及各種学校ニ関シ之ヲ適用ス

第一一条 小学校令第九一条ノ規程(私立小学校で法律命令の規程に反した場合、文部大臣は府県知事に学校閉鎖を命じること

ができる)ハ私立幼稚園図書館盲啞学校及各種学校ニ関シ之ヲ適用ス

第二二条 幼稚園図書館盲啞学校各種学校及私立小学校等ノ設置廃止ニ関スル規則ハ府県知事之ヲ定ムヘシ

この規則制定について文部省は次のような説明書を發表している。

「本則ハ唯大綱ヲ示スニ止メ 敢テ精密ニ渉ラス 是レ幼稚園等ニ関シテハ地方ノ情況各其趣ヲ異ニシ 到底同一ノ規程ヲ以テ律スヘカラサルモノアレハナリ

幼稚園ノ保姆……ハ特別ノ堪能ヲ要スルモノナリ 故ニ若シ其資格ヲ單ニ小学校教員ノ一ニ限ルトキハ適當ナル人物ヲ得ルノ困難ナキニアラス

保育規程並教則教科用図書ノ如キハ即チ地方長官ニ於テ許可シタルモノナリト雖モ 是等ハ教育上最も重要ノモノナルヲ以テ尚文部大臣ニ開申スルコトヲ要スルナリ……

私立学校設立者ノ資格ハ教育上ニ及ホス所ノ關係鮮少ナラス宜シク土地ノ情況ヲ斟酌シテ定ムヘキナリ

保育規程教則教科用図書休業日毎週授業時間開園……ノ日時、職務心得其他設置廃止ニ関スル必要ノ事項ニ就キテハ 本則第一二条ニ依リ地方長官土地ノ情況ヲ図リ便宜之ヲ規程スルコトヲ得ヘキハ勿論トス」

この規則は、それまでの幼稚園に関する法令のなかにみられなかった、保姆の資格、任命権者と任命の手続、公立幼稚園保姆の身分・服務——免職・職務停止——さらには保育規程の監督権、休業

日、保育日数、職務心得など幼稚園運営に必要な事故が詳細に規定されようとしている。もちろん、服務についての規程があるにもかかわらず、幼稚園教員の給料その他の給与については、小学校教員のように積極的には何らの規定も示されていないなどこの規則のなかにも問題とすべきところが多く残されている。

その一、二について、引用した説明書の趣旨との関連において指摘するならば、

幼稚園教員の免許制度

まず第一に、幼稚園の保姆が女子に限られかつ小学校教員の資格をもつものを原則としている。幼児教育の担当者を女子に限ることの明文はこれが始めてといえる。しかし、これを男子にまで拡張できなかった理由について何ら具体的な説明を添えていない。また、小学校教員の資格をもつもの以外で府県知事が幼稚園保姆として免許を与えるものが、どのようなひとに限られるかについても明確でない(註5)。このことは、当時の幼稚園教員の養成制度と深い関連があった。

明治一九年公布の師範教育令は、教員養成学校についてのわが国始めての単独法であった。その

第一条 師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス

但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス

キモノトス

第三条 ……尋常師範学校ハ府県ニ各一箇所ヲ設置スヘシ

第九条 師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ

第一条 尋常師範学校ノ卒業生ハ公立小学校校長及教員ニ任ス

へキモノトス 但時宜ニ依リ各種ノ学校長及教員ニ任スルコトヲ得

など一連の規程は、長い間わが国の「学校教員の養成制度の根幹をなしたるもの」として注目されている。と同時に、この規程が幼稚園教員の養成について何らの位置づけを行なっておられないように、わが国の幼稚園教員の養成制度はその当初からただ便宜的な考えに委ねられていたことも留意するに値しよう。

明治二五年公布の文部省令は、

第四条 土地ノ情況ニ依リ尋常師範学校ニ簡易科予備科小学校教員講習科幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得 此場合ニハ北海道庁長官府県知事ニ於テ其方法及事由ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

と、幼稚園保姆講習科を尋常師範学校に附設することを認め、また尋常師範学校の女生徒の履習学科目の基準として、第三学年後半時に、

実地授業 附属小学ニ於テ児童教育ノ方法ヲ練習セシム 又便宜幼児保育ノ方法ヲ練習セシム

ことと定めている。しかし、実際に 保姆講習科を開設した地方はほとんどなく、また師範学校女子生徒の保育実習も、附属幼稚園を設置している師範学校が明治三五年度においてさえ、新潟、京都、大阪、石川、富山、島根、岡山、徳島、香川、長崎の一〇府県にすぎず、きわめて困難なことであったと思われる。

このため、一部の地方では幼稚園保姆の養成のための学校を開設するところもみられた。明治二二年高等女学校附属保姆養成所規則

を定めた大阪市、明治二一年幼稚園保姆講習所規則を定めた東京府教育会などはその一例である。(註6)

次に、この規則は、幼稚園の実態をそれぞれの地域の特性に即応したものとすることを原則とする旨を明らかにして、その詳細な規定を府県知事の責務としている。したがって、果してこの当時の幼稚園の施設設備、編制、保育内容の最低基準が如何なるものとなっていたかを一律に断定することはできない。

保育内容の基準

明治二六年一月 大阪市東区長から東区愛珠幼稚園長あてに到達された同園規則のなかに示された保育内容の基準は、本誌第六一卷第七号五七頁以降に掲載されているとおりであった。そこでは、保育内容の分類は、従来幼稚園の模範とされていた東京女子師範学校附属幼稚園の保育内容の区分とほぼ同様であった。すなわち、保育の課目は、談話・画き方・唱歌・遊戯のほか一四種類のいわゆるフレーベルの恩物の列挙であった。

これに対して、明治二九年九月二五日許可を得ている倉敷尋常小学校附属幼稚園(岡山県)の保育規定は、保育内容の区分を説話・行儀・手技・唱歌・遊戯の五つとしている。その内容はそれぞれ以下のような性格をもつものとされている。

保育規定

保育目ハ説話・行儀・手技・唱歌・遊戯トス

説話実物・標本・図画等ヲ用ヒ談話ヲナシテ徳性ヲ養ヒ且ツ日用廃物ノ性質用名等ヲ知ラシム

行儀 言語ヲ正シクシ挙止ヲ扁へ事物ヲ整頓清潔ニスル等ノ習

慣ヲ養ヒ日常作法ノ基ヲ得シム

手技 手指及眼ヲ練習シ諸心力ヲ養ヒ善良ナル習慣ヲ得シム

重積方ニ於テハ立方体・長方体等ノ木片ヲ与ヘ種々ナル形ヲ構成セシム

薄板或ハ箸或ハ全環・半環等ヲ与ヘテ種々ナル形ニ排列セシム

連結方ニ於テハ彩色セル麦藁・色紙ノ小片或ハ南京玉等ヲ与ヘテ種々ナル形ニ繋カシム

画キ方ニ於テハ重積方・排置方或ハ実物ヨリ盤上又ハ紙上ニ略形・紋形ヲ画カシム

豆細工ニ於テハ豆ニテ細カク削リタル竹ヲ接キ合セ以テ種々ナル形ヲ造ラシム

紙細工ニ於テハ細カク切リタル色紙ヲ結緯トシ種々ナル模様ヲ編マシメ或ハ色紙ヲ種々ノ形ニ剪リ之ヲ白キ台紙ニ貼付シ或ハ紋形等ヲ切り抜キ或ハ種々ナル物形ヲ摺マシム

唱歌 容易ニシテ趣味アル歌曲ヲ読セシメ樂笑ヲ以テ之ニ和シ健康ヲ補ヒ心情ヲ暢快セシム

遊戲 幼児ニ適スル遊戲ヲナサシメ以テ身体ノ發育ヲ助ケ自他ノ關係ヲ知ラシム

従來の手技の一科である木の積立て、板排べ、環の連結などが説話、唱歌、遊戲と同一列におかれていたのが、手技のなかに包括されたこと——このことは後の幼稚園保育及設備規程（明治三十二年文部省令）において始めて一般的になったと思われる——、また遊戲が単に「身体ノ運動、心意ノ休養ヲ旨ト」するだけではなくて、「自他ノ關係ヲ知ラ」せる社会性の育成を目的とするなど、たとえ一

域的のものではあつたとしても、大いに注目に値するものが散見されるようである。

施設・編制の基準についての規程

幼稚園の施設・設備・編制に関する規程はこの時代にはまだ何ら基準的なものが示されていなかった。明治九年創設の東京女子師範学校附属幼稚園が完全な園制として「遊戲室、開誘室（今日の保育室）員外開誘室（予備の保育室）縦覧室（来賓室兼標本並びに幼児製作品の陳列室）応接室、職員室、事務室、小使室兼附添人控室」を備えていたことは一つの基準的なものとなっていたといわれているが、必ずしも強制力をもつものではなかった。園舎の面積は二二五坪、幼児の定員一二〇名であつたから、幼児一人当りの園舎面積は一・九坪となつていたが、園庭は、

「庭園の廣くて立派なのはいう迄もなく、本校敷地がかなり広々している中に、建物としては本校と幼稚園のみであるから、広さ及び庭と建物との關係などは、ごく理想的なものであつたらしい」（註七）

とあるのみで、園児一人当りの広さについては明らかでない。明治十一年、大阪府から文部省あてに照会された「幼稚園庭園設計方」に対する回答において、始めて一定の基準が示されているが、これも一つの参考的な性格を出ていない。参考のため、文部次官からの回答を示せば次のようである。

四月一八日第一六七五号ヲ以テ幼稚園庭園設計方等ニツキ御照會ノ趣了承 当省ニ於テハ別ニ標準トシテ定メタルモノ無之候ヘトモ 右ニ関シ女子高等師範学校ノ意見ハ大要別記ノ通ニ有之候

条御参考相成度此段及回答候也

別記

幼稚園幼児遊嬉ノ為ニ設クル庭園ハ幼児百名ニ付面積百坪トシ主トシテ運動遊嬉ノ場所ニ充ツヘシ 此外数十坪若クハ百坪以上ノ地ヲ加ヘテ樹木ヲ植エ花壇ヲ設ケ 砂場(若干ノ地積ヲ劃シテ砂ヲ盛り以テ幼児ノ砂遊ニ充ツ)ヲ造リ、又小山ヲ築ク等ノ場所ニ充ツルヲ可トス

幼稚園の学級の編制についても別段の規程は設けられていない。

東京女子師範学校附属幼稚園では、

入園ノ小児ハ年令ニ由リ之ヲ分ツテ三組トス 但シ滿五年以上ヲ一ノ組トシ、滿四年以上ヲ二ノ組トシ滿三年以上ヲ三ノ組トス (同規則第九条)

となつており、同一年令で学級を編成することを原則としていゝ。また、大阪市の幼稚園では、

幼児ハ大約年令ト知識ノ度ニ由リテ一ノ組ヨリ四ノ組ニ分チ保育スルモノトス(本誌六一巻四号六〇頁所収同市規則第四条参照)とあつて、年令と知識の程度とが基準とされている。

公立幼稚園費

明治二〇年代の幼稚園は次の数のように普及していたが、明治二〇年代の末において、一園の幼稚園も設置されていない県が、青森、秋田、岐阜、鳥取、佐賀の七県もあり、公立幼稚園の一園もない地方は、さらに福島、千葉、愛知、福岡、宮崎の四県であった。

公立幼稚園に要した費用を年次別に一覧すれば左の表のようになっている。

年代	幼稚園数		幼児数		公立幼稚園費	
	公立	私立	国公立	私立	総額	保育料収入
明治三年	五	一四		九〇〇		
三年	七	一八	五、四七		四七、七七	一九、三九
三年	六	六	六、〇二	一、一五	四七、七七	一九、三九
三年	九	九	五、七七	一、七九	三、三二	二六、四九
四年	一〇	五	六、四六	二、三六	三、七三	二九、三五
五年	一	四	九、八三	二、一七	四、九四	三、四七
六年	一	四	一、〇五	二、二四	二、〇三	三七、四五
七年	一	四	二、二四	二、六七	二、〇三	三七、四五
六年	一	五	二、二四	二、六七	二、〇三	三七、四五
六年	一	五	一、四〇	二、六三	二、〇三	四三、八六
九年	一	五	一、四〇	二、六三	二、〇三	四三、八六
九年	一	五	一、五、六二	二、八三	二、二、〇四	五三、七四

園数、幼児数のいずれにおいても、明治二〇年代は私立よりも公立が多い。しかし、小学校入学者中幼稚園の保育を修了してきたものの割合はたいへん少ない。公立幼稚園に要した費用は全国的な総額において、明治二二年の四万七千七百七十九円から明治二九年の二万二千四百円に増加してきているが、明治二九年度の公立幼稚園所要経費の約四七％は幼児からの保育料によるものであった。

註1 明治一九年、小学校令

第六条 父母後見人等ハ小学校ノ経費ニ充ツル為メ其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス
 第八条 授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ区町村会ノ議決ニ依リ区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得
 明治二三年 小学校令
 第四四条 市町村立小学校ニ就学スル児童ヲ保護スヘキ者ハ授業料規則ニ依リ授業料ヲ納ムヘシ

註2 府県郡市町村公学費中 幼稚園の保育料額 支出総額を一覧にすると次のとおりになっている。

区分	保育料収入(再掲)	支出総額
年度		
明治二二年度	一九、二二九円	四七、七七二円
二三年度	二六、四九三	三一、二一二
二四年度	二九、三五九	三九、七二二
二五年度	三一、四七一	四三、九八四
二六年度	三七、四五九	一一〇、六一二
二七年度	四二、三〇九	
二八年度	四二、八六一	一〇三、六二八
二九年度	五三、七四九	一一二、一〇〇

註3 府県立幼稚園がそれらの事項について変更した場合、文部大臣に何出もしくは開申することになっており、その趣旨が必ずしも実行されてい

ないことに對する注意が通達されているが、市町村立、私立幼稚園については何らそのような通達は見出されない。

(明治三一年五月文部省各局よりの地方庁への通牒 府県立学校幼稚園図書館等ニ関スル変更伺出若クハ開申方 参照)

註4

市町村立小学校教員ノ給料額及旅費額ノ標準並給料旅費其他諸給与ノ支給方法ハ府県知事ニ於テ之ヲ規定シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ(小学校令第六〇条)

幼稚園教員に對して、他の諸事項の規程を適用しているにもかかわらず、給料についてのこの条項は適用させていない。

註5

幼稚園教員にならうとするものへの府県知事の免許が、必ずしも明確なものとなっていないことは明治三三年における次のような文部省への照合文書によっても知られる。

小学校令施行規則ニ関スル疑義
 (明治三三年一〇月 宮崎県照会)

四、幼稚園保姆其他小学校ニ類スル各種学校教員タラントスル者ニ知事ニ於テ免許ヲナスニハ小学校教員同様免許狀ヲ授与スルヲ得ルヤ
 シテ然ラハ果知事限右檢定規程ヲ設ケシムル御見込ナルヤ
 右普通事務局回答(明治三三年一月)

四、前段ハ御見込ノ通後段ハ必要アラハ設ケラレ然ルヘシ
 すなわち、明治三三年に至つてもなお、幼稚園保姆の檢定規程を制定することの可否を決定しかねている。

註6 本誌八月号参照

註7 倉橋惣三 新庄よし子、日本幼稚園史五六頁

(岡田正章)